



### 時事寸考

シーダ・ウォーク施設長、医師の吉田です。  
「豚コレラ」のニュースを、時々お聞きになっていることと思います。「トンコレラ」と読むのですが、豚とイノシシがかかるウイルス感染症です。コレラと言えば、コッホが発見したコレラ菌による細菌感染症ですが、豚コレラとはまったく関係ありません。紛らわしいので、農林水産省では、名称を CSF (Classical Swine Fever) と変更することにしました。



CSF は、豚とイノシシに感染しますが、ヒトには感染せず、害はありません。ただし、豚・イノシシの間の感染力は強く、治療法はありません。養豚場では感染した豚を殺処分しますが、野生のイノシシを媒介としても拡散するので、やっかいなのです。

CSF に有効なワクチンは、存在します。日本では、CSF は 1887 年に確認され、1969 年から生ワクチンが使用されてきました。最終発生は 1992 年ですが、ワクチンを使っていると、CSF 清浄国とはなれません。そこで日本では、2006 年にワクチンを全面禁止、2007 年に清浄国を宣言しました。今回、最初はワクチンの使用をためらっていたようですが、結局使用することになりました。なお、中国などで流行しているアフリカ豚コレラは、CSF とはまったく別のウイルスによる感染症で、有効なワクチンはありません。こちら、ASF と呼び換えることになりました。



### 栄養科より今月の一押しメニュー



12 月は、25 日(水)クリスマスの昼食に、“サフランライス・フライドチキン・コンソメスープ・ミニグラタン・デザート”を、ご用意する予定です。また、22 日(日)冬至には、“ちらし寿司”、“かぼちゃの煮物”を予定しています。

31 日(火)夕食の“ミニ年越しそば”に始まり、新年 1 月 1 日(水)～3 日(金)は昼食を中心にお節料理をご用意します。



### 1 階事務室よりお知らせ

年末年始の予定は、下記の通りとなっております。ご不便をおかけいたしますが、ご了承ください。

○利用申込み・相談受付・デイケア

2019 年 12 月 29 日(日)～2020 年 1 月 3 日(金) お休み

○面会時間

10 時～20 時(通常通り)

○1 階事務窓口

9 時～17 時 30 分



### 面会時のお願い

インフルエンザ流行時期のご面会時には、マスクの着用と手指の消毒をお願いしています。マスクはご持参いただくか、お忘れの際は 1 階事務窓口横の販売機でご購入をお願いします。



なお、体調がすぐれない方のご面会は、お断りさせていただきます。利用者さんの感染症予防のため、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。



### お知らせ

河北医療財団では facebook ページを持っております。

今後、シーダ・ウォークのコンサートや、園芸活動等の様子も公開していきますので、是非ご覧になってみてください。



### イベント・コンサート ※13 時 30 分～14 時 30 分※

- ◆ 12 月 14 日(土)楽しいクリスマスコンサート  
【クヴェレの皆さん】
- ◆ 12 月 21 日(土)クリスマスコンサート  
【歌おう会の皆さん】
- ◆ 12 月 28 日(土)テノールで聴く美しき歌たち  
【矢作次郎さん】

### Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただく、この連載ですが、今回のテーマは…

### ホームロイヤル契約

ホームロイヤルという言葉をご存知でしょうか。個人版顧問弁護士、かかりつけ医のような法律家…というイメージが良いと思います。

最近、高齢者の方を中心に、将来の不安を相談したり、解消したりするために、このホームロイヤル契約を結ぶ方が少しずつ増えています。弁護士を個人で雇う！？よほどの資産家でもない限り無理！と、どうか決めつけたりしないでください。

弁護士と契約すると言っても、見守り契約のように月に 1 度程度お話し、日常や将来のことについて、ご相談にのったりするものもあり、その場合は月 5,000 円～1 万円程度のご負担です。加えて、遺言書作成、任意後見契約締結を依頼する場合には、その都度、弁護士会や各法律事務所の費用基準に従い、見積もりをさせていただくので、いきなり高額な請求をすることはあり得ません。

最近、高齢の方とお話をして感じるの、将来に漠然とした不安を感じており、いろいろ弁護士に頼んだ方が良いのだろうけれど、何から手をつけたらいいのかわからない、という悩みを抱えている方が多いということです。そもそも目の前の、この弁護士が信用できるのか、自分に合うのかわからない…ということでしょう。大事な終末のことや財産に関係することを依頼する以上、当然のご不安だと思います。そういう方には、是非上記のような見守り契約をお勧めします。継続的に話をすることで、その弁護士と信頼関係をつくっていくとともに、制度や依頼できることについても、きちんと理解や納得ができたところで、遺言や任意後見のことを依頼すれば良いのです。同じ質問を何度していただいても、構いません。もとより、任意後見などは、一般の方には、とても分かりにくいものです。また、遺言のことを相談する中で、単純に財産の分配方法だけではなく、自身の葬儀や納骨手続きという、いわゆる死後事務についても話が及び、別途依頼を受けることもあります。これらは、遺言書を単に作成すれば、必ずしも解決するものではありません。

終末期、亡くなった後のことについて、自身に合った方法、プランを見つけてカスタマイズしていくことは、後ろ向きなことではなく、安心して今日という日を過ごしていく、とても前向きな活動だと考えています。

桜丘法律事務所 弁護士 亀井真紀

(電話)03-3780-0991 (WEB)<http://www.sakuragaoka.gr.jp>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL. 03-5311-6262(代) FAX. 03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2019 年 11 月 25 日発行 vol.150 編集:山口・大島

# シーダ・ウォークを利用して支払った費用の一部は

## 医療費控除の対象になります



自分や家族のために医療費を支払った場合は、確定申告で所得税の医療費控除を受けられます。控除額は「医療費負担合計額－所得金額合計額の5%（10万円まで）」で最高で200万円です。シーダ・ウォーク利用料の一部も、医療費として申告することができます。また、領収書の提出は不要となっています。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

なお、高額介護サービス費として払戻しを受けている場合は、その費用を医療費控除対象金額から差し引いた金額を申告することになります。

令和元年 9月分  
〒000-0000  
東京都杉並区桃井3-4-9  
志田 歩  
(0000001234)

伝票No.2611-0000001234-123456789  
発行日:令和元年10月10日

介護老人保健施設シーダ・ウォーク  
**CEDAR WALK**

社会医療法人 河北医療財団  
介護老人保健施設シーダ・ウォーク  
〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9  
TEL 03-5311-6262 FAX 03-5311-6180

**領 収 書**

フリガナ シダ アムム  
利用者名 志田 歩 様

保険者番号 123456 保険者名 杉並区  
被保険者番号 0000713727 要介護度 要介護3  
請求期間 令和元年9月1日～令和元年9月30日

社会医療法人 河北医療財団  
介護老人保健施設シーダ・ウォーク  
〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9  
TEL 03-5311-6262 FAX 03-5311-6180

案内文 シーダ・ウォークをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
下記のとおり領収いたしました。ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

| 介護保険サービス | 内容                         | 単位数    | 割引 | 回数     | 単位計      | 金額                       | 備考   |
|----------|----------------------------|--------|----|--------|----------|--------------------------|--|
| 介護保健施設   | ユニット保施 I ii 3              |        |    | 30日    | 28,740   |                          | 9/1~30   |
| 介護保健施設   | 保健施設サービス提供体制加算 I 1         |        |    | 30日    | 540      |                          | 9/1~30   |
| 介護保健施設   | 保健施設在宅復帰在宅療養支援加算 II        |        |    | 30日    | 1,380    |                          | 9/1~30   |
| 介護保健施設   | 保健施設夜勤職員配置加算               |        |    | 30日    | 720      |                          | 9/1~30   |
| 介護保健施設   | 保健施設口腔衛生管理体制加算             |        |    | 1月     | 30       |                          | 9/1  |
| 介護保健施設   | 保健施設短期集中リハ加算               |        |    | 21日    | 5,040    |                          | 9/2~5, 7, 9~11, 13~14, 17~21, 23~25, 27~28, 30 |
| 介護保健施設   | 保健施設認知症短期集中リハ加算            |        |    | 12日    | 2,880    |                          | 9/2~4, 10, 12~13, 17, 19~20, 23~24, 26         |
| 介護保健施設   | 保健施設栄養マネジメント加算             |        |    | 30日    | 420      |                          | 9/1~30   |
| 介護保健施設   | 保健施設初期加算                   |        |    | 12日    | 360      |                          | 9/1~12   |
| 介護保健施設   | 保健施設処遇改善加算 I<br>(介護保健施設小計) |        |    | 41,674 | 10.90    | 10%                      | ¥45,425 (医)                                    |
|          | 介護保険サービス合計                 |        |    |        |          |                          | ¥45,425  |
| 自己負担サービス | 内容                         | 単価     | 割引 | 回数     | 金額       | 備考                       |  |
| 課税項目     | 個室冷蔵庫料<br>(日常生活費小計)        | ¥108   |    | 30日    | ¥3,240   | 9/1~9/30                 |  |
| 食費       | 食費(夕・昼・朝)                  | ¥1,940 |    | 30回    | ¥58,200  | (医)9/1~30 朝30回 昼30回 夕30回 |  |
| 居住滞在費    | 居住費<br>(日常生活費小計)           | ¥2,670 |    | 30回    | ¥80,100  | (医)9/1~30                |  |
| 課税項目     | 茶菓代                        | ¥259   |    | 30食    | ¥7,770   | 9/1~30                   |  |
| 室料差額     | 室料差額(有料個室B)                | ¥5,400 |    | 30日    | ¥162,000 | 9/1~30                   |  |
| 非課税項目    | 日用品費                       | ¥250   |    | 30日    | ¥7,500   | 9/1~30                   |  |
| 非課税項目    | 教養娯楽費(Aコース)                | ¥200   |    | 30日    | ¥6,000   | 9/1~30                   |  |
| 外来診療費    | 河北総合病院(H)外来診療費             |        |    |        | ¥320     | (医)9/10                  |  |
| 外来診療費    | 河北サテライトクリニック(C)外来診療費       |        |    |        | ¥590     | (医)9/27                  |  |
|          | (その他の費用小計)<br>自己負担サービス合計   |        |    |        | ¥184,180 |                          |  |
|          |                            |        |    |        | ¥325,720 |                          |  |

令和元年 9月分

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ |
| ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ | ⑭ | ⑮ | ⑯ |
| ⑰ | ⑱ | ⑲ | ⑳ | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ |
| ㉕ | ㉖ | ㉗ | ㉘ | ㉙ | ㉚ | ㉛ | ㉜ |
| ㉝ | ㉞ | ㉟ | ㊱ | ㊲ | ㊳ | ㊴ | ㊵ |

医療費控除対象額 ¥184,635

8月分請求額 ¥371,145

総額 ¥371,145

備考欄 ※老健入所・(予防)短期入所の基本利用料項目について  
「ユニット保施 I i」「ユニット保施 I ii」→従来型  
「ユニット保施 II i」「ユニット保施 II ii」→在宅宅化型 を表します。

対象になる医療費額は  
どこに書いてあるの？



領収書の中央下に、月ごとの医療費控除額が記載されています。今年度に支払った領収書をお使いください。

注意点として、今年 12 月末までに引き落としがあった領収書を申告します。ご利用月ではございませんので、ご注意ください。

したがって、12月利用分は1月以降の支払いとなるため、次年度で申告します。



よくあるご質問

Q. 送付先が本人のものでなくても大丈夫？  
A. 利用者名に、お名前があるので、問題ありません。

Q. 領収書をなくしてしまいました。  
A. 1ヶ月につき、1,100円で再発行いたしますが、お時間をいただく場合もございますので、お早めにご相談ください。

Q. どの項目が医療費控除の対象ですか？  
A. 介護保険サービスの自己負担分(1割・2割・3割)、食費、居住滞在費(ロングステイ・ショートステイのみ)となります。  
領収書の備考欄に、「(医)」と記載のあるものが対象項目です。

31年1月28日～  
01年12月27日の  
領収印があるものまでが  
申告対象となります。

01.10.28

ご不明な点は、シーダ・ウォーク 1階事務室まで  
お問い合わせください。

TEL:03 (5311) 6262 (代表)